

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

投資信託約款の変更（予定）に関するお知らせ

下記のとおり投資信託約款の変更（重大な約款変更）を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 約款変更（予定）対象ファンド

明治安田ライフプランファンド 20

明治安田ライフプランファンド 50

明治安田ライフプランファンド 70 (以下、各々または総称して「当ファンド」ということがあります。)

明治安田欧州株式マザーファンド (以下「マザーファンド」ということがあります。)

2. 変更内容

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (以下「ニュートン社」ということがあります。) との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行うとともに、信託報酬率の引き下げを行います。詳しくは後掲のご参考をご覧ください。

3. 変更理由

当ファンドは、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をニュートン社に委託してまいりましたが、弊社にて安定的な運用体制が構築できたことを受け、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とするものです。

4. 約款変更予定日

2024年10月1日

5. 日程について

① 受益者の確定日	: 2024年5月10日 (2024年5月8日までに申込みをされた受益者に限る)
(電子公告開始 2024年5月9日)	(弊社ホームページ (https://www.myam.co.jp/) 上にて公告)
② 異議申立期間	: 2024年5月10日から2024年8月29日まで (弊社必着)
③ 異議申立受益者の買取請求期間	: 2024年9月6日から2024年9月25日まで
④ 投資信託約款変更の適用日	: 2024年10月1日 (予定)

マザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても同様の手続きを行っております。当ファンドにおける賛否だけでなく他のベビーファンドを含む集計結果をもってマザーファンドの重大な約款変更が決定されますので、当ファンドのみの異議申立の結果と異なる場合があります。マザーファンドにおける重大な約款変更の可否が全てのベビーファンドに適用されます。

マザーファンドの重大な約款変更につきましては、各ベビーファンドにおける2024年5月10日現在の受益者から反対・異議申立のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な反対・異議申立口数に換算し、その合計が受益者確定日時点のマザーファンドにおける受益権総口数の二分の一を超えた場合には、投資信託約款の変更が中止されます。この場合、当該マザーファンドを主要投資対象とする全てのベビーファンドの投資信託約款の変更を中止します。当ファンドにおいては投資信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに電子公告し、受益者の方にお知らせいたします。

なお、投資信託約款の変更の決定 (2024年8月30日予定) につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

<ご参考>

【当該投資信託約款に係る新旧対照表（案）】

追加型証券投資信託
 明治安田ライフプランファンド20

【変更の内容】
 投資信託約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧						
<p>(信託報酬等の総額) 第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の85.7の率を乗じて得た金額とします。 ②、③ <略> ④ <u>(削除)</u></p>	<p>(信託報酬等の総額) 第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の87の率を乗じて得た金額とします。 ②、③ <略> ④ <u>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ファンド名</th> <th style="text-align: center;">投資顧問会社</th> <th style="text-align: center;">算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">明治安田欧州株式マザーファンド</td> <td style="text-align: center;">ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</td> <td style="text-align: center;">マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	ファンド名	投資顧問会社	算出方法	明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
ファンド名	投資顧問会社	算出方法					
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額					

【変更の内容】

投資信託約款

※下線部は変更箇所を示します。

新	旧						
<p>(信託報酬等の総額) 第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た金額とします。 ②、③ <略> ④ <u>(削除)</u></p>	<p>(信託報酬等の総額) 第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の115の率を乗じて得た金額とします。 ②、③ <略> ④ 委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。)およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ファンド名</th> <th style="text-align: center;">投資顧問会社</th> <th style="text-align: center;">算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">明治安田欧州株式マザーファンド</td> <td style="text-align: center;">ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</td> <td style="text-align: center;">マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	ファンド名	投資顧問会社	算出方法	明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
ファンド名	投資顧問会社	算出方法					
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額					

追加型証券投資信託
 明治安田ライフプランファンド70

【変更の内容】
 投資信託約款

※下線部は変更箇所を示します。

新	旧						
<p>(信託報酬等の総額) 第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の121.5の率を乗じて得た金額とします。 ②、③ <略> ④ <u>(削除)</u></p>	<p>(信託報酬等の総額) 第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の129の率を乗じて得た金額とします。 ②、③ <略> ④ <u>委託者は、第19条の2第1項第2号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ファンド名</th> <th style="text-align: center;">投資顧問会社</th> <th style="text-align: center;">算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <u>明治安田欧州株式マザーファンド</u> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額</u> </td> </tr> </tbody> </table>	ファンド名	投資顧問会社	算出方法	<u>明治安田欧州株式マザーファンド</u>	<u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u>	<u>マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額</u>
ファンド名	投資顧問会社	算出方法					
<u>明治安田欧州株式マザーファンド</u>	<u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u>	<u>マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額</u>					

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 〈略〉 ② <u>MSCI ヨーロッパ指数採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。</u> ③ 〈略〉 ④ <u>(削除)</u> ⑤～⑩ 〈略〉</p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 〈略〉 ② <u>グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。</u> ③ 〈略〉 ④ <u>欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。</u> ⑤～⑩ 〈略〉</p>

投資信託約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(運用の権限委託) 第12条 <u>(削除)</u></p>	<p>(運用の権限委託) 第12条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限のうち次に</u>に関する権限を次の者に委託します。 <u>欧州主要国の株式等の運用</u> <u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u> <u>Newton Investment Management Limited</u> <u>Queen Victoria Street London</u> ② <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。</u> ③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>